

## 規則改正等新旧対照表

### ～ 目 次 ～

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（1頁）
- 2 「初任給調整手当に関する規則の運用について」の一部改正について（5頁）
- 3 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 4 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（8頁）
- 5 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 6 特地勤務手当等支給規程の一部改正（11頁）
- 7 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（12頁）
- 8 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（13頁）  
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例施行規則の一部改正  
(15頁) )
- 9 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（16頁）
- 10 給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（警視庁）（18頁）



改正案

現行

# 第一条から第三十五条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第七まで  
(現行のとおり)

別表第8 昇格時職務区分別号給表(第20条関係)

イ (現行のとおり)

### 公安職給料表 9 級昇格時職務区分別号給表

## 昇格の日における職

## 昇格の日における職

目次

第一条から第三十五条まで  
別表第一から別表第七まで  
(略)

別表第8 昇格時職務区分別号給表(第20条関係)

一

### 昇格の日における職

目次

職	組織の 名称	区分	び 府
(現行のとおり)	(現行のと おり)	一	警視庁及び 東京消防庁
本部の課の課長 取調監督室長 府中・運転免許試験場長 第一方面交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 サイバー攻撃対策センター所長 公安機動捜査隊長 科学捜査研究所長 捜査支援分析センター所長 第一機動捜査隊長 生活安全特別捜査隊長 組織犯罪対策特別捜査隊長 機動隊の隊長 地域部理事官のうち通信指令本部 における総合調整を担当するもの 警察学校の部長(職務区分一に規定 するものを除く。) オリジンピック・パラリンピック総合 対策室	本部の課の課長 取調監督室長 府中・運転免許試験場長 第一方面交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 サイバー攻撃対策センター所長 公安機動捜査隊長 科学捜査研究所長 捜査支援分析センター所長 第一機動捜査隊長 生活安全特別捜査隊長 組織犯罪対策特別捜査隊長 機動隊の隊長 地域部理事官のうち通信指令本部 における総合調整を担当するもの 警察学校の部長(職務区分一に規定 するものを除く。) オリジンピック・パラリンピック総合 対策室	(略)	警視庁
(現行のと おり)	二 警視庁		

別表第8 昇格時職務区分別号給表(第20条関係)			
(現行のとおり)			
口 公安職給料表9級昇格時職務区分別号給表			
職務区分	組織の名称	昇格の日における職	昇格後の号給の号給
一 警視庁及び東京消防庁	(現行のとおり)	本部の課の課長 取調監督室長 府中運転免許試験場長 第一方面交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 サイバー攻撃対策センター所長 公安機動捜査隊長 科学捜査研究所長 捜査支援分析センター所長 第一機動捜査隊長 生活安全特別捜査隊長 組織犯罪対策特別捜査隊長 機動隊の隊長	(現行のとおり)
二 警視庁	地域部理事官のうち通信指令本部における総合調整を担当するもの 警察学校の部長(職務区分一に規定するものを除く。) オリエンピック・パラリンピック総合対策官	(現行のとおり)	

	警察署長のうち極めて困難な業務を所掌するものであつて、別に定めるもの
東京消防庁	(現行のとおり)

	警察署長のうち極めて困難な業務を所掌するものであつて、別に定めるもの
東京消防庁	(略)

改 正 案

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第一イの部七級の項六及び同部八級の項五、同表ハの部八級の項三及び同部九級の項三、同表ニの部七級の項三及び同部八級の項三、同表ホの部三級の項三、同表ヘの部七級の項三並びに同表トの部七級の項三に規定する標準的な職務に対応する職務の級に分類された者の施行日以後の職務の級については、なお従前の例による。

改 正 案

現 行

附 則

1 (現行のとおり)

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第二十一条の規定に基づき降格した職員が、施行日以後に昇格する場合の号給については、なお従前の例による。

1 (略)

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「改正前規則」という。）第二十一条の規定に基づき降格した職員が、施行日以後に昇格する場合の号給については、なお従前の例による。

3

施行日前に改正前規則別表第一イの部三級の項六、同部四級の項六、同部五級の項六、同部六級の項六、同表ロの部二級の項一、「同部三級の項一」、「同部四級の項二」、同表ヘの部二級の項一、「同部三級の項二」、「同部四級の項三」、「同部五級の項三」、「同部六級の項三」、「同部七級の項三」、「同表ニの部六級の項三」、「同表ホの部三級の項一」、「同表ヘの部三級の項二」、「同部四級の項三」、「同部五級の項三」、「同部六級の項三」、「同表トの部三級の項三」、「同部四級の項四及び五」、「同部五級の項三並びに同部六級の項三」に規定する標準的な職務に対応する職務の級に分類された者の施行日以後の職務の級については、なお従前の例による。

4 (略)

3 (現行のとおり)

初任給調整手当に関する規則の運用について（昭和42年3月30日付42人委発第113号）新旧対照表（抄）

改 正 案		現 行	
第2条関係からその他まで (現行のとおり)		第2条関係からその他まで (略)	
別表 区 分	公 署	別表 区 分	公 署
規則第2条第1項 第1号の職	(現行のとおり)	規則第2条第1項 第1号の職	(略)
規則第2条第1項 第3号の職	(現行のとおり)	規則第2条第1項 第3号の職	(略)
職員共済組合事業部 職員共済組合シティ・ホール 診療所 各保健所(島しょ保健所各出張所を除く。) 児童相談センター 女性相談センター 心身障害者福祉センター 精神保健福祉センター 各総合精神保健福祉センター 北療育医療センター 多摩療育園 府中療育センター 各病院 規則第2条第1項 第4号の職	職員共済組合事業部 職員共済組合シティ・ホール 診療所 各保健所(島しょ保健所各出張所を除く。) 東村山ナーシングホーム 児童相談センター 女性相談センター 心身障害者福祉センター 精神保健福祉センター 各総合精神保健福祉センター 北療育医療センター 多摩療育園 府中療育センター 各病院 規則第2条第1項 第4号の職	教育庁都立学校教育部 教育庁地域教育支援部 東京消防庁警防部 東京消防庁人事部 消防技術安全所 警視庁健康管理本部 警察学校	教育庁都立学校教育部 教育庁地域教育支援部 東京消防庁警防部 東京消防庁人事部 消防技術安全所 警視庁健康管理本部 警察学校

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第二十一号）新旧対照表（抄）

附 則	改 正 案	附 則	現 行
		この規則は、平成十九年四月一日から施行する。	
		1) (施行期日) この規則は、平成十九年四月一日から施行する。 (経過措置)	2) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第一二の部七級の項第二号に規定する標準的な職務に対応する職務の級に分類された者の施行日以後の職務の級については、なお従前の例による。

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年東京都教育委員会規則第四十四号）新旧対照表（抄）

		改正案	現行
附 則	附 則	現行	現行
1 (現行のとおり) (経過措置)	1 (略) (経過措置)		
2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第八条の規定に基づき降格した職員が、施行日以後に昇格する場合の号給については、なお従前の例による。	2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「改正前規則」という。）第八条の規定に基づき降格した職員が、施行日以後に昇格する場合の号給については、なお従前の例による。		
3 施行日前に改正前規則別表第一二の部三級の項第一号、四級の項第四号、五級の項第二号及び六級の項第一号、同表への部三級の項第二号、四級の項第二号及び五級の項第二号並びに同表トの部三級の項第三号並びに四級の項第二号及び第三号に規定する標準的な職務に対応する職務の級に分類された者の施行日以後の職務の級については、なお従前の例による。			

第一条から第三条まで (現行のとおり)		改正案	
別表 (第二条関係)		第一条から第三条まで (現行のとおり)	
イ 調整額の区分一から八まで		改正案	
勤務箇所	職務	の調整額	の区分額
環境局 (現行のとおり)	高齢社会対策部 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
福祉保健局 施設支援課及び少子社会対策部 育成支援課 障害者施策推進部 施設サービス支援課 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の医療棟において、昼夜を通して、重度知的障害者・児の看護の業務に従事することを本務とする保健師・助産師及び看護師 1 1 (現行のとおり)	1 及び 2 (現行のとおり) 3 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の医療棟において、昼夜を通して、重度知的障害者・児の看護の業務に従事することを本務とする保健師・助産師及び看護師 2 1 (現行のとおり) 2 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の医療棟において、昼夜を通して、知的障害者・児の看護の業務に従事することを本務とする保健師・助産師及び看護師 1 1 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

第一条から第三条まで (略)		現行	
別表 (第二条関係)		現行	
イ 調整額の区分一から八まで		現行	
勤務箇所	職務	の調整額	の区分額
環境局 (略)	(略)	(略)	(略)
福祉保健局 施設支援課及び少子社会対策部 育成支援課 障害者施策推進部 施設サービス支援課 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の医療棟において、昼夜を通して、重度知的障害者・児の看護の業務に従事することを本務とする看護師 2 1 (略) 2 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の医療棟において、昼夜を通して、知的障害者・児の看護の業務に従事することを本務とする看護師 1 1 (略)	1 及び 2 (略) 3 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の医療棟において、昼夜を通して、重度知的障害者・児の看護の業務に従事することを本務とする看護師 2 1 (現行のとおり) 2 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の医療棟において、昼夜を通して、知的障害者・児の看護の業務に従事することを本務とする看護師 1 1 (現行のとおり)	(略)	(略)

		監察医務院	
		(現行のとおり)	
□ 調整額の区分九	(現行のとおり)	萩山実務学校 誠明学園から動 物愛護相談セン ターまで	(現行のとおり)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)

監察医務院	東村山ナーシングホーム	1 介護老人福祉施設において、昼夜を通じ、老人の生活介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師。	2 介護老人保健施設において、昼夜を通じ、老人の訓練介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師。	四	(略)
監察医務院	東村山ナーシングホーム	1 介護老人福祉施設において、昼夜を通じ、老人の生活介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師。	2 介護老人保健施設において、昼夜を通じ、老人の訓練介護の業務に従事することを本務とする福祉及び看護師。	四	(略)
口 調整額の区分九 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	改 正 案	現 行
第一条から第四条まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
1 (現行のとおり)	附 則	附 則
2 (現行のとおり)	東日本大震災に係る被災地支援の業務に従事するため、東京都の区域外の地域に異動し勤務する職員（第二条の二の規定の適用を受ける職員を除く。）にあっては、平成三十一年三月三十一日までに限り、第二条及び第二条の三の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。	東日本大震災に係る被災地支援の業務に従事するため、東京都の区域外の地域に異動し勤務する職員（第二条の二の規定の適用を受ける職員を除く。）にあっては、平成三十年三月三十一日までに限り、第二条及び第二条の三の規定にかかわらず、合計額に、百分の二十を乗じて得た額の地域手当を支給する。
3 及び 4 (現行のとおり)	別表	別表
3 及び 4 (現行のとおり)	(略)	(略)

改 正 案

第一条から第九条まで（現行のとおり）

別表第一（第二条、第三条関係）

現 行

第一条から第九条まで（略）

別表第一（第二条、第三条関係）

特 地 公 署		支給割合
名 称	所 在 地	
大島支庁から家畜保健衛生所大島支所まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
八丈支庁から家畜保健衛生所八丈支所まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
大島支庁新島出張所から家畜保健衛生所三宅支所まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
三宅支庁（御藏島土木工事詰所）から島しょ保健所小笠原出張所まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
小笠原支庁母島出張所	小笠原村母島字元地	
小笠原亞熱帯農業センター（營農研修所）	(現行のとおり)	

特 地 公 署		支給割合
名 称	所 在 地	
大島支庁から家畜保健衛生所大島支所まで	(略)	(略)
八丈支庁から家畜保健衛生所八丈支所まで	(略)	(略)
大島支庁新島出張所から家畜保健衛生所三宅支所まで	(略)	(略)
三宅支庁（御藏島土木工事詰所）から島しょ保健所小笠原出張所まで	(略)	(略)
小笠原支庁母島出張所	小笠原村母島字元地	
小笠原亞熱帯農業センター（畜産指導所）	小笠原亞熱帯農業センター	
小笠原亞熱帯農業センター（營農研修所）	(略)	

別表第二及び別表第三（現行のとおり）

別表第二及び別表第三（略）

改 正 案

第一条から第五条まで (現行のとおり)	
別表(第二条関係)	
手当番号	種類
2	(現行のとおり)
1	(現行のとおり)
	支給範囲
	(1)から(4)まで (現行のとおり)
	(5) 財務局経理部若しくは建築保全部、都市整備局総務部技術管理課若しくは市街地建築部、多摩建築指導事務所、市街地整備事務所、住宅建設事務所、健康安全研究センター、保健所、建設事務所、江東治水事務所、東京港管理事務所、東京港建設事務所又は共済組合管理部会計課若しくは事業部貸付課に所属する職員が、次に掲げる建設現場その他の足場の不安定な箇所で、工事監督又は検査の業務に従事したとき。
	ア及びイ (現行のとおり)
(6)及び(7) (現行のとおり)	
3 か ら ま で	(現行のとおり)
とおり)	(現行のとおり)
(現行のとおり)	(現行のとおり)

第一条から第五条まで (略)	
別表(第二条関係)	
手当番号	種類
2	(略)
1	(略)
	支給範囲
	(1)から(4)まで (略)
	(5) 財務局経理部若しくは建築保全部、都市整備局総務部技術管理課若しくは市街地建築部、多摩建築指導事務所、市街地整備事務所、住宅建設事務所、健康安全研究センター、保健所、建設事務所、江東治水事務所、東京港管理事務所、東京港建設事務所又は共済組合管理部会計課若しくは事業部管理課に所属する職員が、次に掲げる建設現場その他の足場の不安定な箇所で、工事監督又は検査の業務に従事したとき。
	ア及びイ (略)
(6)及び(7) (略)	
3 か ら ま で	(現行のとおり)
(略)	(現行のとおり)
(略)	(現行のとおり)
(略)	(現行のとおり)

現 行

## 改 正 案

現 行

## 第一条から第三条の三まで（現行のとおり）

（成績率）

## 第三条の四（現行のとおり）

## 第一条から第三条の三まで（略）

（成績率）

## 第三条の四（略）

一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者職員の勤務成績により、一万分の八千八百以上一万分の一萬一千九百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行「五級等職員（以下「行「五級等職員」という。）のうち再任用職員以外の者職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一萬七千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

## 三（現行のとおり）

四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者職員の勤務成績により、一万分の八千四百五十五以上一万分の一萬五千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者職員の勤務成績により、一万分の八千五百五十以上一万分の一萬四千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 局長級職員（うち再任用職員である者職員の勤務成績により、一万分の四千六百二十以上一万分の六千二百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

七 行「五級等職員及び行「四級等職員のうち再任用職員である者職員の勤務成績により、一万分の四千八百九十五以上一万分の八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 行「五級等職員及び行「四級等職員のうち再任用職員である者職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行「五級等職員（以下「行「五級等職員」という。）のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一萬八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

三（略）

四 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者職員の勤務成績により、一万分の八千九百以上一万分の一萬五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者職員の勤務成績により、一万分の九千以上一万分の一萬五千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 行「五級等職員及び行「四級等職員のうち再任用職員である者職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千五以上一万名の五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千五十以上一万名の五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
私事欠勤等が五日以上のとき。から 法第二十九条第一項の規定による戒 告を受けたとき。まで	(現行のとおり)

3 第一項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第四号、第五号、第八号又は第九号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
私事欠勤等が八日以上のとき。から 法第二十九条第一項の規定による戒 告を受けたとき。まで	(現行のとおり)

4 から6まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

七 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千二百二十七・五以上一万名の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千二百七十五以上一万名の五千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
私事欠勤等が五日以上のとき。から 法第二十九条第一項の規定による戒 告を受けたとき。まで	(略)

3 第一項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
私事欠勤等が八日以上のとき。から 法第二十九条第一項の規定による戒 告を受けたとき。まで	(略)

4 から6まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

	改 正 案	現 行
第一条及び第二条 （現行のとおり）	第一条及び第二条 （略） （一般の派遣職員の給与）	第一条及び第二条 （現行のとおり） （一般の派遣職員の給与）
第三条 （現行のとおり）	第三条 （現行のとおり） （現行のとおり）	第三条 （現行のとおり） （現行のとおり）
2 （現行のとおり）	2 （現行のとおり） （現行のとおり）	2 （現行のとおり） （現行のとおり）
3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。）第六条第三項又は学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第八条第二項の規定により、標準号給数（職員給与条例第六条第四項又は学校職員給与条例第八条第三項に規定する人事委員会の定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）第三条の四第一項第一号から第六号までの規定により各任命権者が定める成績率のうち中位の成績率の段階（ただし、職員給与条例第二十二条第二項に規定する行（一）四級等職員及び学校職員給与条例第二十四条第二項に規定する教育五級等職員については、中位の成績率の段階として人事委員会の承認を得て知事が別に定めるもの）が適用される職員であるものとする。	3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「職員給与条例」という。）第六条第三項又は学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第八条第二項の規定により、標準号給数（職員給与条例第六条第四項又は学校職員給与条例第八条第三項に規定する人事委員会の定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）第三条の四第一項第一号から第六号までの規定により各任命権者が定める成績率のうち中位の成績率の段階（ただし、職員給与条例第二十二条第二項に規定する行（一）四級等職員及び学校職員給与条例第二十四条第二項に規定する教育五級等職員については、中位の成績率の段階として人事委員会の承認を得て知事が別に定めるもの）が適用される職員であるものとする。	
4 から8まで （現行のとおり）	4 から8まで （現行のとおり）	4 から8まで （現行のとおり）

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第三条の三まで　（現行のとおり） （成績率）	第一条から第三条の三まで　（略） （成績率）
第三条の四　（現行のとおり）	第三条の四　（略）
一　（現行のとおり）	一　（略）
<p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千四百五十五以上一万分の一萬五千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千五百五十以上一万分的一萬四千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>	<p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の八千九百以上一万分の一萬五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち再任用職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千以上一万分の一萬五千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>
<p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千八百九十五以上一万分の八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千五以上一万分の五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>	<p>四 教育五級等職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千二百二十七・五以上一万分の六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>
<p>六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一</p>	<p>六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一</p>

万分の四千五十以上一万分の五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

万分の四千一百七十五以上一万分の五千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

給料の特別調整額に関する規程（昭和35年4月15日訓令甲第14号）新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条から第4条まで (現行のとおり)	(略)
支給範囲	特別調整額の 区分
理事官職 (初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和48年東京都人事委員会規則第3号。以下「初任給等規則」という。)別表第8イの項及びロの項目に規定する職務区分1の職並びに医療職給料表(一)の適用を受けるもの)	(現行のとおり)
理事官職 (初任給等規則別表第8イの項及びロの項目に規定する職務区分2の職)	(現行のとおり)
理事官職 (初任給等規則別表第8イの項に規定する職務区分3の職並びに公安職給料表の適用を受けるもののうち聴聞官、方面本部副本部長(第一方面本部副本部長を除く。)及び警察署長(区分2の職及び島部警察署長を除く。))	区分3
理事官職 (他の区分の職を除く。)から管理官職(警部及び警察署の課長である副参事)まで	(現行のとおり)
別表第2及び別表第3 (現行のとおり)	別表第2及び別表第3 (略)